



小田原労働基準監督署発表

平成30年1月17日

【照会先】

小田原労働基準監督署

署長 呷崎 雅夫

監督課長 中村 高康

(電話) 0465-22-7151

報道関係者 各位

旅館業に係る自主点検結果について

～約42%において法令に違反する点検結果となった～

小田原労働基準監督署(署長 呷崎 雅夫)は、小田原労働基準監督署管内で旅館業を営む事業場に対して、労働条件等に関する自主点検を実施した。

その結果、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法について何らかの問題があると回答した事業場は42.5%に達した。

特に、時間外労働・休日労働について、11.9%の事業場において時間外労働・休日労働に関する協定の未締結・未届又は同協定の限度を超えた時間外労働・休日労働が認められ、12.6%の事業場において月80時間以上の時間外労働・休日労働を行っていたことが認められた。

また、12.3%の事業場において1年以内ごとに1回(深夜業従事者には6か月ごとに1回)、定期的に労働者に対し健康診断を実施していないこと等が認められた。

今回の結果を踏まえ、小田原労働基準監督署では、引き続き、旅館業の事業場に対して法定労働条件の履行確保のための監督指導等を実施するほか、箱根温泉旅館ホテル協同組合、湯河原温泉旅館協同組合、真鶴旅館組合、神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、法定労働条件等の改善に向けた協力要請を行った。

1 旅館業を営む446事業場に対し自主点検表を送付

小田原労働基準監督署管内の旅館業の事業場から抽出した446事業場に対して、自主点検表を郵送し、労働条件等に関する自主点検の実施を要請した。このうち、261事業場(58.5%)の事業場から有効な回答があった。

2 111事業場(42.5%)で、法令に違反する回答がみられた

(1) 時間外労働・休日労働に関する協定(以下「36協定」という。)の未締結・未届又は同協定の限度を超えた時間外労働・休日労働が認められたのは31事業

場（11.9％）であった。

- (2) 1年以内ごとに1回（深夜業従事者には6か月ごとに1回）定期的に労働者に対し健康診断を実施していないことが認められたのは32事業場（12.3％）であった。
- (3) 法令について何らかの問題があると回答した事業場の比率を規模別で見ると、労働者数10人以上49人以下の49.1％（54事業場）が最も高く、この規模では、安全衛生推進者を選任していない違反が20事業場と最も多くなった。
- (4) 事業場の規模労働者数9人以下においては、法令について何らかの問題があると回答したのは49事業場（41.5％）で、このうち、労働条件を書面で通知していない違反が16事業場と最も多くなった。

3 労働者数50人以上の旅館業では、おおよそ10事業場に4事業場の割合で長時間労働が行われた

月80時間以上の時間外労働・休日労働が行われていたのは33事業場（12.6％）で、このうち19事業場（7.3％）で月100時間以上の時間外労働・休日労働されていた（36協定の範囲で適法となっているものも含む）。

月80時間以上の時間外労働・休日労働が行われていた33事業場を規模別で見ると、労働者数50人以上では13事業場であり、50人以上で回答があった全数31の41.9％となった。労働者数50人以上の旅館業では、おおよそ10事業場に4事業場の割合で長時間労働が行われたことがあると認められる。